

○環境省告示第三十三号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十七号（地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

環境大臣 大塚 珠代

別表六価クロム化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法
---------	----------------------------------------------